

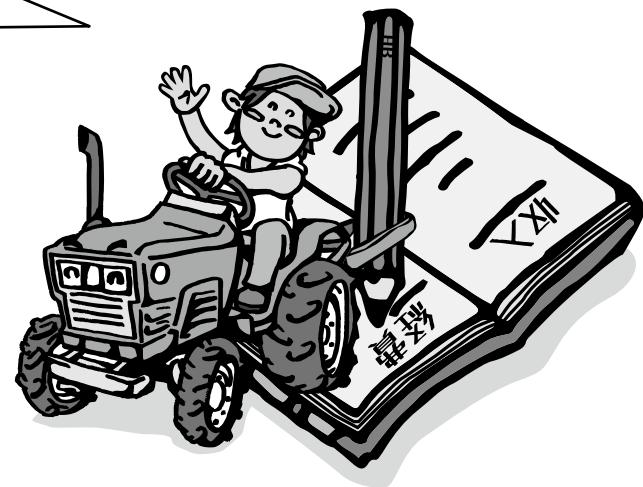
令和2年分 白色申告者の 決算の手引き (農業所得用)

消費税の申告・納付もお忘れなく

- ◎ 基準期間（平成30年分）の課税売上高が1,000万円を超えて個人事業者の方は消費税の課税事業者となり、令和2年分の消費税の申告・納付が必要です。
- ◎ 令和2年分の課税売上高が1,000万円を超える個人事業者の方は、令和4年分の消費税の課税事業者に該当します。

※ 基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間（その年の前年の1月1日から6月30日までの期間）における課税売上高が1,000万円を超えた場合は、その年は課税事業者となります。

なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。



決算のしかたについてお分かりにならない点がありましたら、お気軽に最寄りの税務署にお尋ねください。

- 国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】では、税に関する情報のほか、画面の案内に従って金額等を入力することにより収支内訳書や申告書などを作成することができます。

この社会あなたの税がいきている

税務署

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

◎ 青色申告制度について

一定の水準で記帳を行い、その記帳に基づいて正しい申告をされる方には、「青色申告」という制度があります。

青色申告は、日々の取引を所定の帳簿に記帳し、その記帳に基づいて正しい申告をすることで、税金の面でいろいろ有利な特典を受けることができます。

ここでは、青色申告による主な特典をご紹介します。

1 青色申告特別控除

事業所得や不動産所得を生ずべき事業を営んでいる青色申告をしている方で、正規の簿記^(注)の原則により記帳している方については、その記帳に基づいて作成した貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付し、確定申告書をその提出期限までに提出する場合は、青色申告特別控除として、最高65万円又は55万円を差し引くことができます。

なお、65万円の特別控除を適用するためには、e-Taxによる申告又は電子帳簿保存を行うことが必要となります。

正規の簿記の原則による記帳ではなく、簡易な帳簿による記帳であっても、最高10万円の青色申告特別控除の適用を受けることができます。

(注) 一般的には、複式簿記をいいます。

2 青色事業専従者給与の必要経費算入

事業主と生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族で、その事業に専ら従事している人に支払う給与については、税務署に届け出ることで、仕事の内容や従事の程度等に照らして相当であると認められる金額を必要経費にすることができます。

【参考：白色申告の場合】

事業主と生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族がその事業に専ら従事している場合には、一定の金額を限度として必要経費にすることができます。

詳しくは、「収支内訳書（農業所得用）の書き方」（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。）を参照してください。

3 純損失の繰越しと繰戻し

事業から生じた純損失の金額を、翌年以後3年間にわたって、順次各年分の所得金額から差し引くことができます（純損失の繰越し）。

前年も青色申告をしている場合は、純損失の繰越しに代えて、その損失額を前年分の所得金額に繰り戻して差し引き、前年分の所得税額の還付を受けることもできます（純損失の繰戻し）。

青色申告を行うための手続や、制度の詳細については「はじめてみませんか？青色申告！」（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。）を参照してください。

令和2年分の所得税確定申告から 65万円の青色申告特別控除 の適用要件が変わりました

平成30年度の税制改正での主な変更点は次のとおりです。

個人の方の所得税について

①青色申告特別控除額が変わります。(現行 65万円⇒改正後 55万円)

②基礎控除額が変わります。(現行 38万円⇒改正後 48万円)

③「現行の65万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えて

e-Taxによる申告(電子申告)又は電子帳簿保存を行うと、**引き続き65万円の青色申告特別控除(以下、「65万円控除」といいます。)**が受けられます。

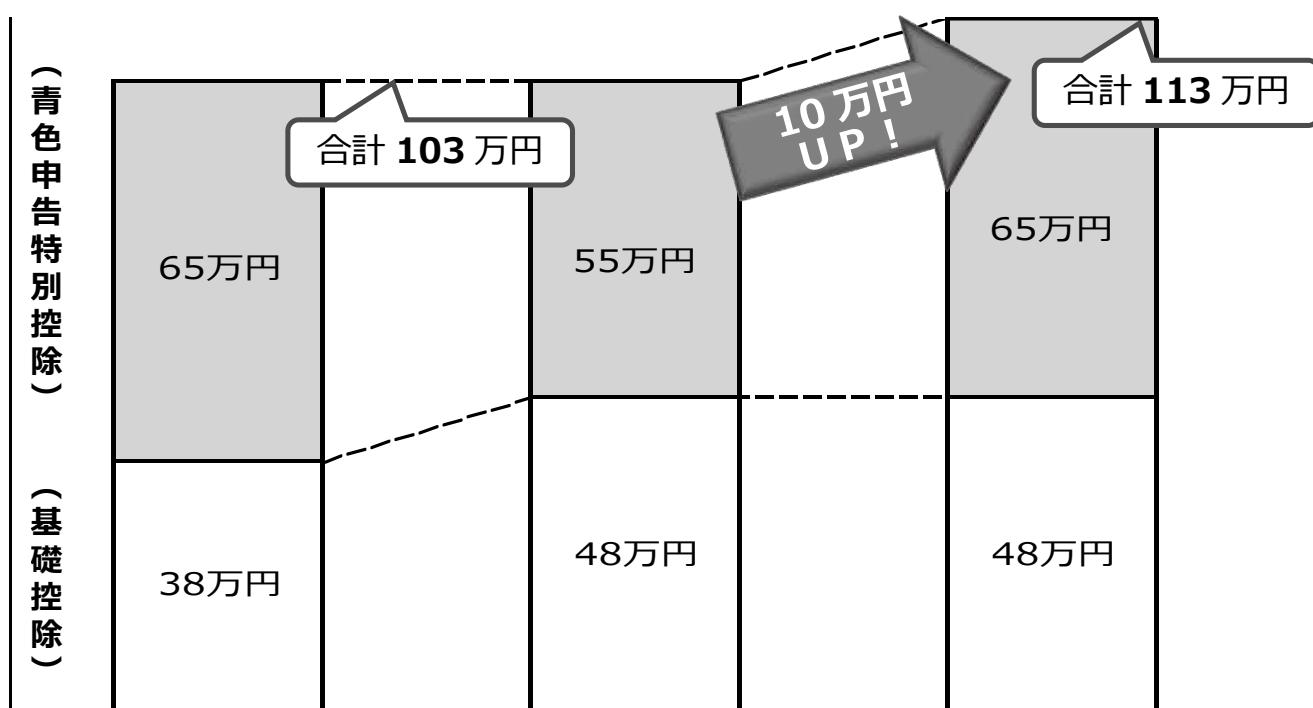
※ 以上の改正は、令和2年分以後の所得税について適用されます。

改正前(令和元年分申告まで)			改正後(令和2年分申告以後)		
控除額		要件	控除額		要件
青色控除	基礎控除	合計	青色控除	基礎控除	合計
65万円	38万円	103万円	65万円	48万円	113万円
(1)正規の簿記の原則で記帳 (複式簿記) (2)貸借対照表と損益計算書 を添付 (3)期限内申告			【改正前の「65万円控除」の要件】 + e-Taxによる 電子申告 又は 電子帳簿保存		
10万円	38万円	48万円	55万円	48万円	103万円
		簡易な記帳	10万円	48万円	58万円

【改正前】

【変更点①②】

【変更点③】



- 10万円の青色申告特別控除を受けるための要件に改正はありませんので、これまでと同様となります。
- 令和2年分以降、65万円控除を受けるための要件の詳細は、裏面をご覧ください。

65万円控除を受けるためには…

e-Taxで申告していますか

YES

e-Taxで決算書を提出していますか

YES

65万円控除を受けられます。

会計ソフトを用いて記帳していますか

NO

会計ソフトは電子帳簿保存法に対応していますか（注）

YES

電子帳簿保存法の承認申請書を税務署に提出していますか

NO

NO

65万円控除を受けるためには、

下記の対応が必要です。

以下のいずれかの要件を満たす必要があります。

① e-Taxを利用して申告書及び青色申告決算書を提出する。

② 電子帳簿保存法に対応する会計ソフトを用いて記帳し、かつ、電子帳簿保存の承認申請書（注）を税務署に提出する。

（注）正式名称は、「国税関係帳簿の電磁的記録による保存等の承認申請書」です。

電子帳簿保存法の対応要件は、国税庁ホームページ「電子帳簿保存法関係」をご確認ください。

① e-Taxによる申告

- e-Taxとは、申告などの国税に関する各種の手続について、インターネットを利用して電子的に手続を行えるシステムです。
- 令和2年分から、65万円控除を受けるためには、ご自宅等のパソコンにより、e-Taxで確定申告書及び青色申告決算書のデータを提出（送信）する必要があります。

なお、国税庁ホームページで確定申告書及び青色申告決算書のデータを作成し、e-Taxで提出（送信）することもできます。

※1 ご利用のパソコンがe-Taxの推奨環境を満たしているかを、事前にe-Taxホームページ（<https://www.nta.go.jp>）でご確認ください。

※2 税務署のパソコンでは、青色申告決算書等のデータをe-Taxで送信することはできないため、65万円控除を受けられません。

※3 平均課税の適用を受ける方については、「変動所得・臨時所得の平均課税の計算書」のデータ提出が必要になります。

② 電子帳簿保存について

- 一定の要件の下で帳簿を電子データのままで保存できる制度です。この制度の適用を受けるには、帳簿の備付けを開始する日の3か月前の日までに申請書を税務署に提出する必要があります。

※ 原則として課税期間の途中から適用することはできません。

- 令和2年分の所得税確定申告から、65万円控除を受けるためには、その年中の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、税務署長の承認を受けて電磁的記録による備付け及び保存を行う必要があります。

令和2年分に限っては、

令和2年9月30日までに承認申請書を提出し、同年中に承認を受けて、同年12月31日までの間に、仕訳帳及び総勘定元帳の電磁的記録による備付け及び保存を行うことで、65万円控除を受けることができます。

※ 詳しくは、「国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）」でご確認ください。

e-Tax

検索

国税庁電子帳簿保存関係

検索

記帳から申告までの流れ

記帳

決算

申告書の作成

「帳簿の記帳のしかた
(農業所得者用)」を
ご覧ください。

この手引きで、農業所得の方を中心
に、「収支内訳書」を作成する
ための決算のしかたを説明します。

「所得税及び復興特別所得税
の確定申告の手引き(確定申
告書B用)」をご覧ください。

税務署に申告書を提出する際は、毎回、
申告書へのマイナンバーの記載 + 本人確認書類の提示又は写しの添付
が必要です。

決算の順序

目 次

ページ

①棚卸表の作成	1
1 農産物の棚卸し	1
2 未収穫農産物の棚卸し	1
3 家畜及び家きん類の販売用動物の棚卸し	2
4 肥料、農薬などの棚卸し	2
②帳簿の内容の確認と 合計額(累計)の計算	2
③決算のための帳簿の 整理	2
5 収入金額	2
6 未収入金など	3
7 前受金など	3
8 家事消費など	4
9 未払経費、前払経費	5
10 家事関連費の区分	5
11 資産を取得するための借入金の利子	6
12 果樹、牛馬等の育成費用の区分	6

④減価償却費の計算 7
13 減価償却の対象にならない資産 7
14 少額な減価償却資産 7
15 一括償却資産 7
16 修繕費と資本的支出の区分 7
17 減価償却費の計算方法 7
18 減価償却費の計算の特例 10
⑤事業用固定資産の損失の計算 10
⑥収支内訳書の作成 10
⑦消費税等の経理処理 11
19 収入金額及び必要経費の処理 11
20 消費税等の納付税額及び還付税額の処理 11
⑧不動産所得に係る損益通算の特例 12
⑨帳簿・書類の保存 13
◎ 主な減価償却資産の耐用年数表 14
◎ 減価償却資産の償却率等表 19
◎ 減価償却資産の残存割合表 20
◎ 生物の成熟の年齢（樹齢）表 20
◎ 消費税の軽減税率制度の実施について 21
◎ 青色申告を行っている農業者を対象とした収入保険について 25

① 棚卸表の作成

農産物、未収穫農産物、販売用動物、肥料、農薬などは、年末（12月31日）現在で実地に棚卸しを行い、棚卸表を作成します。

棚 卸 表

(令和〇年12月31日現在)

種類	数量	単価	金額	備考
農産物	玄米	600 Kg	60Kg当たり 14,500	145,000
	種もみ	60	12,000	12,000
未収穫農産物				
	幼麦	50 a	10a当たり 12,000	60,000
販売用動物				
	肉用子豚	5 頭	22,400	112,000
肥料 飼料				
	配合肥料	26 袋	2,000	52,000
農薬 諸材料				
	紙袋	200 枚	50	10,000

(注) 1 農産物の棚卸高は、収支内訳書の「農産物の棚卸高」の「期末」欄に記載します。

2 1以外の棚卸高は、収支内訳書の「農産物以外の棚卸高」の「期末」欄に記載します。

1 農産物の棚卸し

収穫した農産物の棚卸価額は、農産物の収穫時の価額によって計算します。この農産物の収穫時の価額とは、収穫した時の生産者販売価格（庭先裸価格）によることになっています。

なお、専ら家事消費などに充てるための作物、野菜類、ぶどう、桃、梨など収穫時から販売消費されるまでの期間が比較的短い果実については、棚卸しを省略しても差し支えありません。また、甘しょ、馬れいしょなどの芋類やみかん、りんご、くりなどの果実についても、その数量がわずかなものは棚卸しを省略できることになっています。

2 未収穫農産物の棚卸し

まだ収穫しない麦、野菜などの立毛及び果実などの未収穫農産物の棚卸価額は、原則として、その作物の栽培に投下した種苗費、諸材料費、労務費などの合計額によることとされていますが、種苗費、肥料費及び農薬費に限定して計算しても差し支えないこととされています。

なお、毎年同程度の規模で作付等をする未収穫農産物については、棚卸しを省略しても差し支えないことになっています。

3 家畜及び家きん類の販売用動物の棚卸し

購入又は自家生産した豚、牛、馬、めん羊などの家畜及び家きん類で販売の目的で飼育しているものの棚卸価額は、購入費や種付料に年末までの飼料費、農薬費などの育成費用を加算したものによることになっています。

なお、採卵用の鶏については、①ひな及び成鶏を「棚卸資産」として、ひなの取得価額とひながら成鶏に至るまでの育成費などを加算する方法と、②ひなについては「棚卸資産」、成鶏については「減価償却資産」とする方法のいずれの方法でも良いことになっており、また、毎年継続して適用する場合には、ひななどの購入費用あるいは育成費用などは、その購入、育成などをした年分の必要経費に算入することができます。

4 肥料、農薬などの棚卸し

肥料、飼料、農薬、種苗、諸材料などの棚卸価額は、原則としてその年の12月31日に最も近い日に購入した種類、品質など別の価格によって評価します。

なお、この評価方法（最終仕入原価法）以外の評価方法（個別法、先入先出法、総平均法、移動平均法など）によるときは、評価の方法についてあらかじめ納税地の所轄税務署に届出しなければなりません。

また、毎年同程度の数量を翌年へ繰り越す場合には、棚卸しを省略しても差し支えありません。

② 帳簿の内容の確認と合計額（累計）の計算

まず、帳簿に記載されている事項と納品書や請求書、領収書などの原始記録とを照合して、記載に誤りがないかどうかを確かめ、誤りがあるときは訂正します。

次に、各科目ごとに、その年の1月から12月までの年間の合計額（累計）を計算して記載します。

③ 決算のための帳簿の整理

既に記帳されている収入や経費の中には、例えば、前受金（7参照）や前払経費（9参照）のようにその年分の収入金額や必要経費にならないものがあります。また、まだ記録されていないものであっても、例えば、未収入金（6参照）や未払経費（9参照）のようにその年分の収入金額や必要経費になるものがあります。

そこで、このようなものがあるかどうかを調べて、帳簿を正しく整理する必要があります。

5 収入金額

農業所得の収入金額は、米、麦、野菜、花、果実、種苗などの農産物の収穫又は販売、繭、肉畜、牛乳、卵などの販売（家事用、事業用に消費したり贈与したものも含みます。）によるものほか、次のようなものも農業所得の収入金額に含まれます。そこで、このようなものが記帳されているかどうかを調べて、まだ、記帳されていないものは、その年分の帳簿の「収入」欄に追加記載します。

- ① わら、もみ、牛鶴糞などの副産物の販売収入
- ② 農産物に係る各種共済金、その他の補償金収入
- ③ 販売の目的で飼育している家畜、家きんに対する補償金、損害賠償金
- ④ 農業の全部又は一部の休止に伴い受ける補償金、損害賠償金
- ⑤ 農地等の収用、買収等に伴い受ける立毛補償金

- ⑥ 市町村から交付を受ける経営開始型の農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金）
 - ⑦ 農作業を請負った場合の受託作業料
 - ⑧ 農事組合法人から支払いを受ける従事分量配当（事業従事高による配当）
 - ⑨ 農業協同組合などから支払いを受ける事業分量配当（利用高による配当）
 - ⑩ 使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の農機具、車両、備品などの売却代金

(注) 1 消費税等の還付税額が生じた場合、その還付税額は収入金額になります（税込経理方式の場合）(20(1)参照)。
 2 農機具や車両などで減価償却をする資産の売却代金は、譲渡所得の収入金額となり、農業所得の収入金額にはなりません。
 3 例えば、同じ米でも食用米の販売と飼料用米の販売では消費税率が異なります。記帳に当たっては、適正に区分経理を行い、計算します。なお、消費税の適用税率や区分経理については、21ページ以降の「消費税の軽減税率制度の実施について」を参照してください。

6 未収入金など

農産物などを販売し、それをその年中に引き渡したときには、その収入はその年分の収入金額となりますので、年末においてまだ実際に代金を受け取っていない場合でも、全てその年分の収入金額として計算します。

したがって、掛け売りなどをした農産物などの販売金額を入金した際に記帳することとしている場合には、年末にまだ入金していない掛け売りなどの残高を調べ、これを帳簿の「収入」欄に追加記載（収入金額に加算）することになります。

また、掛け売りなどの販売代金を入金の際に記帳している場合で、受け取った代金の中に前年末に「売掛残」などとして収入金額に加算した金額が含まれている場合には、その金額はその年分の収入金額になりませんので、「収入」欄に記載されている金額から除くことになります。

7 前受金など

農産物などを販売するに当たって受け取った前受金で、年末において、農産物などを現実に相手方に引き渡していない場合には、それを受け取った年分の収入金額にはならず、農産物などの引渡しをする年分の収入金額として計算します。

したがって、帳簿の「収入」欄に記載された金額の中に、前受金に相当する金額が含まれているときは、その金額は収入金額から除くことになります。

○年 月日	摘要	収入		
		販売金額	雑収入等	
12 22	現金売上 熱海商店	460,000		
	12月計	870,000		
	累計	9,020,000	138,000	
12 31	12月22日現金売上分 前受金につき除外	△460,000		
	年間計	8,560,000	138,000	
	うち8%対象(軽減)	8,560,000	0	
	うち10%対象	0	138,000	
	うち免税	0	0	
	うち非課税	0	0	
	うち不課税	0	0	

8 家事消費など

農産物などの棚卸資産を家事や事業などのために消費したり、贈与したような場合には、その都度、帳簿の「収入」欄に記載するのが原則ですが、その都度記載することを省略して、年末において、消費等したものとの種類別に合計を見積もり、それぞれの合計数量、合計金額を一括記載することができることになっています。

なお、家事消費などの金額は、原則としてその消費などをした時の価額によりますが、その収穫年分の収穫時の価額の平均額又は販売価額（市場などに対する出荷価額をいいます。）の平均額によって計算しても差し支えありません。

また、野菜類、ぶどう、桃、梨などのいわゆる生鮮な農産物は、その合計金額のみを記載することとして差し支えありません。

○年 月日	摘要	経		費 その他の 経費
		販売金額	雑収入等	
	12月計	870,000		12,000
	累計	9,020,000	138,000	290,000
12 31	家事消費(見積計算別紙)	420,000		
	事業用消費(見積計算別紙)	66,000		
	年間計	9,506,000	138,000	290,000
	うち8%対象(軽減)	9,506,000	0	0
	うち10%対象	0	138,000	0
	うち免税	0	0	0
	うち非課税	0	0	0
	うち不課税	0	0	290,000

9 未払経費、前払経費

経費は、発生の都度記載するのが原則であり、その年中に実際に支払った経費だけでなく、その年中に支払うべき経費で未払となっているもの（未払経費）もその年分の必要経費に算入されます。また、その年中に支払った経費の中に、その年の翌年分以後の期間に対応する部分（前払経費）が含まれている場合には、その部分の金額はその年分の必要経費にならないため、除くことになります。

○年 月日	摘要	収	経			費
			雇人費	利子 割引料	その他 の経費	
	12月計		12,000	7,000		353,000
	累計		290,000	84,000		3,369,000
12 31	本年分固定資産税未納分				24,000	
"	農具費未払分加算 八千代農具店				70,000	
"	消費税等未払税金加算				220,000	
	年間計		290,000	84,000	3,683,000	
	うち8%対象(軽減)		0	0	0	
	うち10%対象		0	0	3,339,000	
	うち免税		0	0	0	
	うち非課税		0	84,000	0	
	うち不課税		290,000	0	344,000	

10 家事関連費の区分

電話・電気・水道などの料金、固定資産税・組合費などの租税公課、損害保険料、ガソリン代などの家事関連費については、家事上の経費と事業上の経費とに区分し、家事用として使用している部分は必要経費から除かなければなりません。

したがって、家事用に消費した金額を使用面積、使用時間、使用回数などの適切な基準によってあん分計算をして必要経費から除きます。

(注) 温室や農業用建物を損害保険の対象とした長期の建物更生共済（火災保険）掛金のうち貯蓄部分の金額は必要経費になりません。

○年 月日	摘要	経費	
		雇人費	その他の経費
	12月計	12,000	353,000
	累計	290,000	3,369,000
12 31	家事分 固定資産税の住宅分除外 (100,000円×40%)		△40,000
"	家事分 水道料金の家事分除外 (60,000円×70%)		△42,000
"	家事分 電気料金の家事分除外 (140,000円×70%)		△98,000
"	家事分 燃料費の家事分除外 (330,000円×40%)		△132,000
	年間計	290,000	3,057,000
	うち8%対象(軽減)	0	0
	うち10%対象	0	2,997,000
	うち免稅	0	0
	うち非課税	0	0
	うち不課税	290,000	60,000

11 資産を取得するための借入金の利子

農業用の建物などの資産を取得するための借入金の利子も必要経費になります。しかし、その資産を使用するまでの期間に対応する利子については、その資産の取得価額に含めて、その年分の期間に対応する減価償却費を必要経費にしても差し支えありません。

12 果樹、牛馬等の育成費用の区分

農業の用に供する目的で飼育する乳牛、繁殖豚、果樹などについては、種類ごとに、家畜は1頭当たり、果樹は1単位当たり（樹齢別、所在地別等）により成熟の年齢又は樹齢になるまでの間の育成費用を計算します。

この金額は、必要経費から除いて累積し、減価償却費の基礎となる「取得価額」に算入することになります。

(注) 成熟の年齢又は樹齢とは、家畜は通常事業の用に供する年齢、果樹はおおむね果実等の生産について採算が合うようになったと認められる樹齢です。

しかし、この判定が困難な場合は、別途定められた年齢（樹齢）（20ページの生物の成熟の年齢（樹齢）表参照）でよいことになっています。

(1) 家畜の育成費用

未成育の牛馬などに要した育成費用については、種付料などの取得費と育成のための飼料費に限定しても差し支えありません。

(2) 果樹の育成費用

未成熟の果樹に要した育成費用については、種苗費などの取得費及び明らかに区分できる苗木の定植に要した労務費のほか、肥料費、農薬費に限定して差し支えありません。

なお、未成熟の果樹から生じた収入金額は、原則として収入金額に計上するのではなく、その未成熟の果樹の取得価額から差し引くことになりますが、毎年継続して適用する場合には、差し引かずに収入金額に計上しても差し支えありません。

④ 減価償却費の計算

農業用の建物、施設、農機具、車両、備品及び生物などの資産（減価償却資産）を取得するために支払った費用（取得価額）は、その支払った金額がそのまま必要経費になるのではなく、これらの資産の種類、構造、用途などの別に、耐用年数を基として計算したその年分の期間に対応する減価償却費が必要経費になります。

13 減価償却の対象にならない資産

次のような資産は減価償却の対象にはなりません。

- ① 土地、借地権など
- ② 建設中の建物又は育成中の生物（牛、馬、果樹など）、販売の目的で保有する生物や機械など
- ③ 使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の少額な減価償却資産（14参照）
- ④ 一括償却資産の必要経費算入を選択した一括償却資産（15参照）

割賦買入れによる資産は、割賦金を完済するまで所有権が移転しない場合でも、実際に農業に使用していれば、使用開始の時から減価償却ができます。

14 少額な減価償却資産

使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満のいわゆる少額な減価償却資産（一定のリース資産を除きます。）については、減価償却をしないで、使用した時にその取得価額がそのまま必要経費になります。

15 一括償却資産

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産（一定のリース資産、14の少額な減価償却資産を除きます。）については、減価償却をしないでその使用した年以後3年間の各年分において、その減価償却資産の全部又は特定の一部を一括し、一括した減価償却資産の取得価額の合計額の3分の1の金額を必要経費にすることができます。

16 修繕費と資本的支出の区分

農業の用に供している建物、施設、機具などの固定資産の修繕、改良などのために支出した金額のうち、①その固定資産の価値を高め、又はその使用期間を延長させることとなる部分に対応する金額は、資本的支出とされ減価償却費の計算を行うことになり、②その固定資産の通常の維持管理のため、又は災害等により被害を受けた固定資産についてその原状を回復するために要したと認められる部分の金額は修繕費となります。

17 減価償却費の計算方法

(1) **計算方法**……減価償却の計算方法には、平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産については定額法や定率法など、平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産については旧定額法や旧定率法などがありますが、これらの償却方法のうち、例えば、車両は定額法（旧定額法）、備品は定率法（旧定率法）というように、あらかじめ税務署へ届け出ている方法によって計算します。

なお、償却の方法を届け出ていない場合は、定額法（平成19年3月31日以前に取得したもののは旧定額法）によって、計算することになります。

また、現に採用している償却の方法を変更しようとする場合には、その変更しようとする年の

3月15日までに、その旨及び変更しようとする理由などを記載した申請書を納税地の所轄税務署に提出し、その承認を受けなければなりません。

- (注) 1 生物（牛、馬、果樹など）については、平成19年3月31日までに取得したものは旧定額法に、平成19年4月1日以後に取得したものは定額法に限られます。
2 建物については、平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したものは旧定額法に、平成19年4月1日以後に取得したものは定額法に限られます。
3 平成28年4月1日以後に取得した建物の附属設備及び構築物の減価償却の方法は、定額法に限られます。

定額法、定率法、旧定額法及び旧定率法の算式は、次のとおりです。

イ 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産の償却の計算方法

① 定額法

$$\text{償却の基礎になる金額} \times \frac{\text{耐用年数に応ずる}}{\text{定額法の償却率}} \times \frac{\text{その年中に事業に使用していた月数}}{12} \times \frac{(\text{1月末満の端数は1月とします。})}{\text{（取得価額）}} = \text{減価償却費}$$

- 未償却残高が1円になるまで償却します。

② 定率法

i 債却の基礎になる金額
$$\left(\frac{\text{取得価額} - \text{前年末までの減価}}{\text{償却費の累積額}} \right) \times \frac{\text{耐用年数に応ずる}}{\text{定率法の償却率}} = \text{調整前債却額}$$

ii 取得価額 × 耐用年数に応ずる保証率 = 債却保証額

iii 「調整前債却額」 ≥ 「債却保証額」の場合

$$\text{調整前債却額} \times \frac{\text{その年中に事業に使用していた月数}}{12} \times \frac{(\text{1月末満の端数は1月とします。})}{\text{（1月末満の端数は1月とします。)}} = \text{減価償却費}$$

「調整前債却額」 < 「債却保証額」の場合

$$\text{改定取得価額} \times \frac{\text{耐用年数に応ずる}}{\text{改定 債却率}} \times \frac{\text{その年中に事業に使用していた月数}}{12} \times \frac{(\text{1月末満の端数は1月とします。})}{\text{（1月末満の端数は1月とします。)}} = \text{減価償却費}$$

- 平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得した減価償却資産と平成24年4月1日以後に取得した減価償却資産では、定率法の償却率等が異なります。
○ 「改定取得価額」とは、最初に調整前債却額が債却保証額に満たないこととなる年の1月1日における未償却残高をいいます。
○ 未償却残高が1円になるまで償却します。

ロ 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産の償却の計算方法

① 旧定額法

$$\text{償却の基礎になる金額} \times \frac{\text{耐用年数に応ずる}}{\text{旧定額法の償却率}} \times \frac{\text{その年中に事業に使用していた月数}}{12} \times \frac{(\text{1月末満の端数は1月とします。})}{\text{（取得価額から残存価額を差し引いた金額）}} = \text{減価償却費}$$

- 減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額（生物については、取得価額から残存価額を差し引いた金額）に達するまで、上記算式で計算します。
○ 残存価額とは、資産が業務の目的に使えなくなった時に残る処分可能価値といえます。この残存価額は法令により定められた残存割合（取得価額に占める残存価額の割合、20ページ参照）により計算します。

② 旧定率法

$$\frac{\text{償却の基礎になる金額}}{\left(\frac{\text{取得} - \text{前年末までの減価}}{\text{価額} - \text{償却費の累積額}} \right)} \times \frac{\text{耐用年数に応ずる}}{\text{旧定率法の償却率}} \times \frac{\text{その年中に事業に使用していた月数}}{\frac{(1\text{月未満の端数は1月とします。})}{12}} = \text{減価償却費}$$

- 減価償却費の累積額が取得価額の 95% 相当額（生物については、取得価額から残存価額を差し引いた金額）に達するまで、上記算式で計算します。

③ 減価償却費の累積額が償却可能限度額に達した場合

各年分において前年末までの減価償却費の累積額が取得価額の 95% 相当額（生物については、取得価額から残存価額を差し引いた金額）に達した場合には、その達した年分の翌年分以後 5 年間において、次の算式により計算した金額を減価償却費として償却を行い、未償却残高が 1 円になるまで償却します。

$$\frac{(\text{取得価額} - \frac{\text{取得価額の}}{95\% \text{相当額}} - 1\text{円}) \div 5 \times \frac{\text{その年中に事業に使用していた月数}}{(1\text{月未満の端数は1月とします。})}}{12} = \text{減価償却費}$$

生物については、

$$\frac{(\text{残存価額} - 1\text{円}) \div 5 \times \frac{\text{その年中に事業に使用していた月数}}{(1\text{月未満の端数は1月とします。})}}{12} = \text{減価償却費}$$

となります。

(2) 取得価額……建物、農機具などの取得価額には、購入代金や建築費などのほか、引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税などその資産を取得するために支払った費用やその資産を使用するために支払った費用が含まれます。

なお、取得価額や、償却の基礎になる金額の計算に当たっては、次のような点に注意してください。

① 資本的支出がある場合……原則としてその支出した金額を一の減価償却資産の取得価額とします。

なお、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産に資本的支出を行った場合には、その資本的支出を行った減価償却資産に係る取得価額に資本的支出の金額を加えることができます。また、定率法（旧定率法）を採用している減価償却資産について資本的支出を行った場合には、その支出した年の翌年 1 月 1 日において、その資本的支出を行った減価償却資産の期首未償却残高と、その資本的支出により取得したものとされた減価償却資産の期首未償却残高との合計額を、その取得価額とする一の減価償却資産を新たに取得したものとすることができます（ただし、その資本的支出を行った減価償却資産とその資本的支出により取得したものとされた減価償却資産の償却率が異なる場合を除きます。）。

そのほか、同一年中に複数回行った資本的支出につき定率法（旧定率法）を採用している場合の特例もあります。

② 資産を取得するための借入金の利子がある場合……その資産を使用するまでの期間に対応する利子については、取得価額に含めても、そのまま必要経費にしても差し支えありません（11 参照）。

③ 代替資産や買換資産などの場合……譲渡所得の計算の特例を受けた場合の代替資産、買換資産などや相続、遺贈又は贈与により取得した資産の取得価額については、従前の資産の取得価額や被相続人などの取得価額を引き継ぐなど特別の計算をする場合があります。

(3) 耐用年数、償却率、改定償却率、保証率……耐用年数や償却率などは、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」において定められています。これらについては、14ページ以降の「主な減価償却資産の耐用年数表」と「減価償却資産の償却率等表」を参照してください。

18 減価償却費の計算の特例

(1) 中古資産を取得した場合の耐用年数……法定の耐用年数そのままではなく、取得後の使用可能年数を見積もって耐用年数とします。

取得後の使用可能年数の見積りが困難な場合は、大規模な改良をしていない限り、次の算式で計算した年数（その年数が2年未満となるときは2年とし、その年数に1年未満の端数があるときはその端数は切り捨てます。）を耐用年数とします。

① 法定耐用年数の全部を経過した資産

$$\text{法定耐用年数} \times 0.2 = \text{耐用年数}$$

② 法定耐用年数の一部を経過した資産

$$\text{法定耐用年数} - (\text{経過年数} \times 0.8) = \text{耐用年数}$$

(2) 資産を譲渡した場合……年の中途中で譲渡した減価償却資産については、その譲渡の時における償却費の額を譲渡所得の金額の計算上差し引く取得費に含めないで、その年分の必要経費に算入しても差し支えありません。

(注) この場合、その年の減価償却費を差し引いた金額が譲渡所得の計算上収入金額から差し引かれることになります。

(3) 資産の取壊しなどをした場合……減価償却資産で年の中途中で取壊しや除却、滅失したものについても、その年の取壊しなどしたときまでの減価償却費の計算を省略することができます。

(注) この場合、その年の減価償却費を差し引かないままの金額が取壊し損などとして必要経費に算入されることになります。

5 事業用固定資産の損失の計算

農業用倉庫、ビニールハウス、コンバインなどの農業用の資産（減価償却資産）などを取り壊したり、これらが災害により滅失した場合には、それによって生じた損失額はその年分の必要経費になります。また、その取壊し費用などの付随費用も必要経費になります。

なお、農業用建物等の被災に関して受け取った共済金がある場合には、損失額を計算する際に差し引きますが、農産物に係る共済金については、収入金額に計上することになります（5の②参照）。

必要経費になる金額は、次のような算式で計算します。

建物などの取得価額、 繰延資産の支出額	-	取壊しなどの日までの建物 などの減価償却費の累積額、 繰延資産の償却費の累積額	-	廃材の処分 可能価額
	+	取壊し費用 などの付随費用	-	保険金や損害賠償金など で補てんされる金額 = 必要経費

6 収支内訳書の作成

以上のような整理や計算などの諸手続が終わったら、帳簿や棚卸表などに基づいて収支内訳書を作成します。

なお、作成に当たっては、「収支内訳書（農業所得用）の書き方」（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。）を参照してください。

また、国税庁ホームページを利用して、画面の案内に従って金額等を入力することで、収支内訳書が作成できます。

7 消費税等の経理処理

19 収入金額及び必要経費の処理

(1) 税込経理方式

消費税の課税事業者が、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の経理処理を税込経理方式（消費税等の額とその消費税等に係る取引の対価の額とを区分しないで経理する方式をいいます。）によっている場合は、消費税等相当額を含めた金額が収入金額又は必要経費になります。

(2) 税抜経理方式

税抜経理方式（消費税等の額とその消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式をいいます。）によっている場合は、原則として消費税等相当額を除いた金額が収入金額又は必要経費になります。この場合、消費税等相当額は仮受消費税等又は仮払消費税等として記載します。

（注）棚卸資産の棚卸高の計算（1、2、3及び4参照）や減価償却費の計算（17参照）に当たっても、税込経理方式によっている場合には原則として消費税等相当額を含め、税抜経理方式によっている場合には原則として消費税等相当額を除いて計算します。

なお、消費税の免税事業者については、消費税等相当額を含めた金額が必要経費になります（棚卸資産の棚卸高の計算や減価償却費の計算に当たっても、消費税等相当額を含めて計算します。）。

20 消費税等の納付税額及び還付税額の処理

(1) 税込経理方式

消費税の課税事業者が、消費税等の経理処理を税込経理方式によっている場合の消費税等の納付税額は、消費税等の申告時に必要経費（租税公課）とするのが原則ですが、未払金に計上してその年分の必要経費（租税公課）にしても差し支えありません（9の記載例参照）。

また、消費税等の還付税額が生じた場合には、その還付税額は、還付を受ける時の収入金額（雑収入）にするのが原則ですが、未収入金に計上してその年分の収入金額（雑収入）にしても差し支えありません。

(2) 税抜経理方式

税抜経理方式による場合には、仮受消費税等の金額から仮払消費税等の金額を控除した金額が納付すべき税額又は還付を受ける税額となるため、原則として、所得税の課税所得金額には影響がありません。

なお、事業者が簡易課税制度の適用を受けている場合には、仮受消費税等の金額から仮払消費税等の金額を控除した金額と実際に納付すべき税額又は還付を受ける税額とに差額が生じることになりますが、この場合の差額については、その課税期間（終了時）を含む年の総収入金額又は必要経費に算入することとなります。

（注）消費税の課税事業者が、消費税等の経理処理を税抜経理方式によっている場合において、課税仕入れに係る消費税額のうち消費税の税額控除をすることができない金額（控除対象外消費税額）と、その控除対象外消費税額に係る地方消費税の額に相当する金額との合計額（控除対象外消費税額等）で、資産に係るものがあるときは、税務署にお尋ねください。

○ 「高額特定資産を取得した場合の特例」について

平成 28 年 4 月 1 日以後、簡易課税制度の適用を受けない課税事業者が高額特定資産（※）の仕入れ等を行った場合には、当該高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の翌課税期間から一定の間、納税義務が免除されず、また、簡易課税制度を選択することもできません。

※ 「高額特定資産」とは、一の取引の単位につき、課税仕入れに係る支払対価の額（税抜き）が 1,000 万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。

経過措置を含め、詳しくは、国税庁ホームページに掲載している「消費税法の改正のお知らせ（平成 28 年 4 月）（平成 28 年 11 月改訂）」をご覧ください。

○ 居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度の適正化

事業者が、国内において行う居住用賃貸建物（住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物以外の建物であって高額特定資産^{※1}又は調整対象自己建設高額資産^{※2}に該当するもの）に係る課税仕入れ等の税額については、仕入税額控除の対象としないこととされました（以下「居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限」といいます。）。

この制限は、令和 2 年 10 月 1 日以後に行われる居住用賃貸建物の課税仕入れ等の税額について適用されます。ただし、令和 2 年 3 月 31 日までに締結した契約に基づき令和 2 年 10 月 1 日以後に行われる居住用賃貸建物の課税仕入れ等については、この制限は適用されません。

※1 高額特定資産とは、一の取引単位につき、課税仕入れ等に係る支払対価の額（税抜き）が 1,000 万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。

※2 調整対象自己建設高額資産とは、他の者との契約に基づき、又は事業者の棚卸資産として自ら建設等をした棚卸資産で、その建設等に要した課税仕入れに係る支払対価の額の 100/110 に相当する金額等の累計額が 1,000 万円以上となったものをいいます。

また、この「居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限」の適用を受けた「居住用賃貸建物」について、その後、一定期間内に課税賃貸用（非課税とされる住宅の貸付け以外の貸付けの用）に供した場合や一定期間内に他の者に譲渡した場合には、仕入控除税額を調整することとされました。

詳しくは、国税庁ホームページに掲載している「消費税法の改正のお知らせ（令和 2 年 4 月）」をご覧ください。

○ 農林水産業の飲食料品の譲渡を行う部分に係るみなし仕入率の見直し

令和元年 10 月 1 日から、簡易課税制度における「農業・林業・漁業」のうち「飲食料品の譲渡を行う部分」の事業区分は、第三種事業（みなし仕入率 70%）から第二種事業（みなし仕入率 80%）へ変更となりました。

⑧ 不動産所得に係る損益通算の特例

不動産所得の赤字の金額については、原則として、他の各種所得の黒字の金額から差し引くこと（損益通算）できますが、不動産所得の赤字の金額がある場合において、不動産所得の金額の計算上必要経費に算入した金額のうちに不動産所得を生ずべき業務の用に供する土地等を取得するために要した負債の利子の額があるときは、不動産所得の金額の計算上必要経費に算入した土地等を取得するために要した負債の利子の額と不動産所得の赤字の金額とのうち、いずれか少ない方の金額（同額の場合は、その金額）に相当する金額は生じなかったものとみなされることになっており、損益通算の対象とはなりません。

（注）不動産所得を生ずべき業務の用に供する土地等をその土地等の上に建築された建物（その附属設備及び構築物を含みます。）とともに取得した場合（これらの資産を一の契約により同一の者から譲り受けた場合に限ります。）において、これらの資産を取得するために要した負債の額がこれらの資産ごとに区分されていないことその他の事情によりこれらの資産の別にその負債の額を区分することが困難であるときは、これらの資産を取得するために要した負債の額がまずその建物の取得の対価の額に充てられ、次にその土地等の取得の対価の額に充てられたものとして、土地等を取得するために要した負債の利子の額に相当する金額を計算することができます。

⑨ 帳簿・書類の保存

決算が終わった帳簿や棚卸表、納品書、請求書、領収書などの書類は、住所地か居所地、事務所・事業所（これらに準ずるものを含みます。）の所在地に、保存しておかなければなりません。

なお、帳簿・書類の保存期間は下表のとおりとなっています。

また、書類は、収入、経費などの取引の種類別に、かつ、日付順に整理して編てつするように心掛けてください。

【帳簿・書類の保存期間】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

(注) 保存期間は、帳簿についてはその年の翌年3月15日の翌日から7年間（又は5年間）、書類についてはその作成又は受領の日の属する年の翌年3月15日の翌日から5年間となります。

消費税の課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります。

詳しくは、21ページ以降「消費税の軽減税率制度の実施について」を参照してください。

記帳のしかたが分からぬ方へ

税務署では、新しく事業を始めた方や記帳のしかたが分からぬといった方で、記帳方法の指導を希望される方に対して、会計ソフトを利用した記帳指導などを無料で行っています。

記帳指導を希望される方には、記帳指導を実施する指導機関をご案内いたします。

記帳指導の希望や詳しい内容は、最寄りの税務署にお尋ねください。

◎ 主な減価償却資産の耐用年数表

建 物

構造・用途	細 目	耐用 年数	構造・用途	細 目	耐用 年数
木造・合成樹脂造のもの	事務所用のもの 店舗用・住宅用のもの 車庫用・格納庫用・荷扱所用・と畜場用のもの 工場用（作業場を含む。）・倉庫用のもの（一般用）	24 22 17 15	金属造のもの	事務所用のもの 骨格材の肉厚が、 ① 4mm を超えるもの ② 3mm を超え、4mm 以下のもの ③ 3mm 以下のもの 店舗用・住宅用のもの	38 30 22
木骨モルタル造のもの	事務所用のもの 店舗用・住宅用のもの 車庫用・格納庫用・荷扱所用・と畜場用のもの 工場用（作業場を含む。）・倉庫用のもの（一般用）	22 20 15 14		骨格材の肉厚が、 ① 4mm を超えるもの ② 3mm を超え、4mm 以下のもの ③ 3mm 以下のもの 車庫用・格納庫用・荷扱所用・と畜場用のもの	34 27 19
鉄骨・鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造のもの	事務所用のもの 住宅用のもの 店舗用のもの 車庫用・格納庫用・荷扱所用・と畜場用のもの 工場用（作業場を含む。）・倉庫用のもの（一般用）	50 47 39 38 38		骨格材の肉厚が、 ① 4mm を超えるもの ② 3mm を超え、4mm 以下のもの ③ 3mm 以下のもの 工場用（作業場を含む。）・倉庫用のもの（一般用）	31 25 19
れんが造・石造・ブロック造のもの	事務所用のもの 店舗用・住宅用のもの 車庫用・格納庫用・荷扱所用・と畜場用のもの 工場用（作業場を含む。）・倉庫用のもの（一般用）	41 38 34 34		骨格材の肉厚が、 ① 4mm を超えるもの ② 3mm を超え、4mm 以下のもの ③ 3mm 以下のもの 簡易建物	31 24 17 10
				木製主要柱が10cm角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの 掘立造のもの及び仮設のもの	7

建物附属設備

構造・用途	細 目	耐用 年数	構造・用途	細 目	耐用 年数
電気設備（照明設備を含む。）	蓄電池電源設備 その他のもの	6 15	アーケード・日よけ設備	主として金属製のもの その他のもの	15 8
給排水・衛生設備、ガス設備		15	店用簡易装備		3

構造・用途	細　　目	耐用年数	構造・用途	細　　目	耐用年数
冷房・暖房 ・通風・ボイラー設備	冷暖房設備（冷凍機の出力が22キロワット以下のもの） その他もの	年 13 15	可動間仕切り	簡易なもの その他のもの	年 3 15
消火・排煙 ・災害報知 設備、格納式避難設備		8	前掲のもの以外のもの、前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの その他のもの	18 10

構築物

構造・用途	細　　目	耐用年数	構造・用途	細　　目	耐用年数
農林業用のもの	<p>主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの</p> <p>果樹棚又はホップ棚</p> <p>その他のもの</p> <p>【例示】頭首工、えん堤、ひ門、用水路、かんがい用配管、農用井戸、貯水そう、肥料だめ、たい肥盤、温床わく、サイロ、あぜなど</p> <p>主として金属造のもの</p> <p>【例示】斜降索道設備、農用井戸、かん水用又は散水用配管など</p> <p>主として木造のもの</p> <p>【例示】果樹棚又はホップ棚、斜降索道設備、稻架、牧さく（電気牧さくを含む。）など</p> <p>土管を主としたもの</p> <p>【例示】暗きよ、農用井戸、かんがい用配管など</p> <p>その他のもの</p> <p>【例示】薬剤散布用又はかんがい用塩化ビニール配管など</p>	年 14 17 年 14 5 年 10 8	鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造のもの（前掲のものを除く。）	塔、やぐら、上水道、水そう、用水用ダム サイロ 下水道、煙突、焼却炉 飼育場、へい	年 50 35 35 30

構造・用途	細　　目	耐用 年数	構造・用途	細　　目	耐用 年数
金属造のもの（前掲のものを除く。）	サイロ 送配管 鋳鉄製のもの 鋼鉄製のもの 水そう、油そう 鋳鉄製のもの 鋼鉄製のもの 飼育場 煙突、焼却炉、へい、街路灯	年 22 30 15 25 15 15 10	合成樹脂造のもの（前掲のものを除く。） 木造のもの（前掲のものを除く。） 前掲以外のもの	トンネル、水そう、引湯管、へい 飼育場 主として木造のもの その他のもの	年 10 10 7 15 50

車両・運搬具

構造・用途	細　　目	耐用 年数	構造・用途	細　　目	耐用 年数
一般用のもの	自動車（2輪・3輪自動車を除く。） 小型車（総排気量が0.66リットル以下のもの） 貨物自動車 ダンプ式のもの その他のもの その他のもの	年 4 4 5 6	一般用のもの	2輪・3輪自動車 自転車 その他のもの 自走能力を有するもの その他のもの	年 3 2 7 4

工　　具

構造・用途	細　　目	耐用 年数	構造・用途	細　　目	耐用 年数
測定工具、検査工具（電気・電子を利用するものを含む。）		年 5	切削工具		年 2
治具、取付工具		3	前掲の区分によらないもの	白金ノズル その他の主として金属製のもの その他のもの	13 8 4

器具・備品

構造・用途	細目	耐用年数	構造・用途	細目	耐用年数
家具、電気機器、ガスマシン、家庭用品	事務机、事務いす、キャビネット 主として金属製のもの	15	時計、試験機器、測定機器 看板、広告器具 容器、金庫	時計 度量衡器 試験、測定機器 看板、ネオンサイン、気球 マネキン人形、模型 その他のもの 主として金属製のもの	10 5 5 3 2 10 5
	その他のもの	8		その他のもの	
	応接セット	8		その他のもの	
	陳列だな、陳列ケース			主として金属製のもの	
	冷凍機付・冷蔵機付のもの	6		その他のもの	
	その他のもの	8		ボンベ 溶接製のもの 鍛造製のもの 塩素用のもの その他のもの ドラムかん、コンテナーその他の容器 大型コンテナー（長さが6m以上のものに限る。）	6 8 10 7
	その他の家具			その他のもの 金属製のもの その他のもの	
	主として金属製のもの	15		その他のもの	
	その他のもの	8		金庫 手さげ金庫 その他のもの	2 5 20
	冷房用・暖房用機器	6		シート、ロープ 自動販売機（手動のものを含む。） 焼却炉	5 5
	電気冷蔵庫、電気洗濯機	6		その他のもの 主として金属製のもの	5 10
	室内装飾品			その他のもの	
	主として金属製のもの	15		主として金属製のもの	
	その他のもの	8		その他のもの	
	その他のもの			その他のもの	
	主として金属製のもの	15		その他のもの	
	その他のもの	8		その他のもの	
事務機器、通信機器	電子計算機 パソコン用コンピュータ（サーバー用のものを除く。）	4	前掲のものの以外のもの	シート、ロープ 自動販売機（手動のものを含む。） 焼却炉 その他のもの 主として金属製のもの	2 5 5 10 5
	その他のもの	5		その他のもの	
	複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	5		その他のもの	
	その他の事務機器	5		その他のもの	
	テレタイプライター、ファクシミリ	5		主として金属製のもの	
	インターホーン	6		その他のもの	
	電話設備その他の通信機器			その他のもの	
	デジタル構内交換設備、デジタルボタン電話設備	6		その他のもの	
	その他のもの	10		その他のもの	

機械・装置

設備の種類	細目	耐用年数	設備の種類	細目	耐用年数
農業用設備		7	林業用設備		5

生 物

種類	細目	耐用年数	種類	細目	耐用年数
牛	繁殖用（家畜改良増殖法に基づく種付証明書、授精証明書、体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書のあるものに限る。） 役肉用牛 乳用牛 種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす牛に限る。） その他用	年 6 4 4 6	び わ 樹		年 30
			く り 樹		25
			梅 樹		25
			柿 樹		36
			あんず樹		25
			すもも樹		16
馬	繁殖用（家畜改良増殖法に基づく種付証明書又は授精証明書のあるものに限る。） 種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす馬に限る。） 競走用 その他用	6 6 4 8	いちじく樹		11
			キウイフルーツ樹		22
			ブルーベリー樹		25
			パイナップル		3
			茶 樹		34
豚		3	オリーブ樹		25
綿羊及び やぎ	種付用 その他用	4 6	つばき樹		25
			桑 樹	立て通し 根刈り、中刈り、高刈り	18 9
かんきつ樹	温州みかん その他	28 30	こりやなぎ		10
りんご樹	わい化りんご その他	20 29	みつまた		5
			こ う ぞ		9
ぶどう樹	温室ぶどう その他	12 15	も う 宗 竹		20
			アスパラガス		11
梨 樹		26	ラ ミ 一		8
桃 樹		15	まおらん		10
桜 桃 樹		21	ホ ッ プ		9

(注) 減価償却資産の耐用年数についてご不明な点がありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。

◎ 減価償却資産の償却率等表

1 旧定額法、定額法の償却率表

耐用年数	平成19年 3月31日 以前取得	平成19年 4月1日 以後取得
	旧定額法 償却率	定額法 償却率
2	0.500	0.500
3	0.333	0.334
4	0.250	0.250
5	0.200	0.200
6	0.166	0.167
7	0.142	0.143
8	0.125	0.125
9	0.111	0.112
10	0.100	0.100
11	0.090	0.091
12	0.083	0.084
13	0.076	0.077
14	0.071	0.072
15	0.066	0.067
16	0.062	0.063
17	0.058	0.059
18	0.055	0.056
19	0.052	0.053
20	0.050	0.050
21	0.048	0.048
22	0.046	0.046
23	0.044	0.044
24	0.042	0.042
25	0.040	0.040
26	0.039	0.039
27	0.037	0.038
28	0.036	0.036
29	0.035	0.035
30	0.034	0.034
31	0.033	0.033
32	0.032	0.032
33	0.031	0.031
34	0.030	0.030
35	0.029	0.029
36	0.028	0.028
37	0.027	0.028
38	0.027	0.027
39	0.026	0.026
40	0.025	0.025
41	0.025	0.025
42	0.024	0.024
43	0.024	0.024
44	0.023	0.023
45	0.023	0.023
46	0.022	0.022
47	0.022	0.022
48	0.021	0.021
49	0.021	0.021
50	0.020	0.020

(注) 減価償却資産の償却率等についてご不明な点がありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。

2 旧定率法、定率法の償却率等表

耐用年数	平成19年 3月31日 以前取得	平成19年4月1日から 平成24年3月31日までに取得			平成24年4月1日以後取得		
		旧定率法 償却率	250%定率法		200%定率法		
		償却率	改定償却率	保証率	償却率	改定償却率	保証率
2	0.684	1.000	—	—	1.000	—	—
3	0.536	0.833	1.000	0.02789	0.667	1.000	0.11089
4	0.438	0.625	1.000	0.05274	0.500	1.000	0.12499
5	0.369	0.500	1.000	0.06249	0.400	0.500	0.10800
6	0.319	0.417	0.500	0.05776	0.333	0.334	0.09911
7	0.280	0.357	0.500	0.05496	0.286	0.334	0.08680
8	0.250	0.313	0.334	0.05111	0.250	0.334	0.07909
9	0.226	0.278	0.334	0.04731	0.222	0.250	0.07126
10	0.206	0.250	0.334	0.04448	0.200	0.250	0.06552
11	0.189	0.227	0.250	0.04123	0.182	0.200	0.05992
12	0.175	0.208	0.250	0.03870	0.167	0.200	0.05566
13	0.162	0.192	0.200	0.03633	0.154	0.167	0.05180
14	0.152	0.179	0.200	0.03389	0.143	0.167	0.04854
15	0.142	0.167	0.200	0.03217	0.133	0.143	0.04565
16	0.134	0.156	0.167	0.03063	0.125	0.143	0.04294
17	0.127	0.147	0.167	0.02905	0.118	0.125	0.04038
18	0.120	0.139	0.143	0.02757	0.111	0.112	0.03884
19	0.114	0.132	0.143	0.02616	0.105	0.112	0.03693
20	0.109	0.125	0.143	0.02517	0.100	0.112	0.03486
21	0.104	0.119	0.125	0.02408	0.095	0.100	0.03335
22	0.099	0.114	0.125	0.02296	0.091	0.100	0.03182
23	0.095	0.109	0.112	0.02226	0.087	0.091	0.03052
24	0.092	0.104	0.112	0.02157	0.083	0.084	0.02969
25	0.088	0.100	0.112	0.02058	0.080	0.084	0.02841
26	0.085	0.096	0.100	0.01989	0.077	0.084	0.02716
27	0.082	0.093	0.100	0.01902	0.074	0.077	0.02624
28	0.079	0.089	0.091	0.01866	0.071	0.072	0.02568
29	0.076	0.086	0.091	0.01803	0.069	0.072	0.02463
30	0.074	0.083	0.084	0.01766	0.067	0.072	0.02366
31	0.072	0.081	0.084	0.01688	0.065	0.067	0.02286
32	0.069	0.078	0.084	0.01655	0.063	0.067	0.02216
33	0.067	0.076	0.077	0.01585	0.061	0.063	0.02161
34	0.066	0.074	0.077	0.01532	0.059	0.063	0.02097
35	0.064	0.071	0.072	0.01532	0.057	0.059	0.02051
36	0.062	0.069	0.072	0.01494	0.056	0.059	0.01974
37	0.060	0.068	0.072	0.01425	0.054	0.056	0.01950
38	0.059	0.066	0.067	0.01393	0.053	0.056	0.01882
39	0.057	0.064	0.067	0.01370	0.051	0.053	0.01860
40	0.056	0.063	0.067	0.01317	0.050	0.053	0.01791
41	0.055	0.061	0.063	0.01306	0.049	0.050	0.01741
42	0.053	0.060	0.063	0.01261	0.048	0.050	0.01694
43	0.052	0.058	0.059	0.01248	0.047	0.048	0.01664
44	0.051	0.057	0.059	0.01210	0.045	0.046	0.01664
45	0.050	0.056	0.059	0.01175	0.044	0.046	0.01634
46	0.049	0.054	0.056	0.01175	0.043	0.044	0.01601
47	0.048	0.053	0.056	0.01153	0.043	0.044	0.01532
48	0.047	0.052	0.053	0.01126	0.042	0.044	0.01499
49	0.046	0.051	0.053	0.01102	0.041	0.042	0.01475
50	0.045	0.050	0.053	0.01072	0.040	0.042	0.01440

◎ 減価償却資産の残存割合表

(平成19年4月1日以後に取得した資産には適用しません。)

種類	細目	残存割合
建物、農機具、車両など有形減価償却資産		% 10
生 物	牛 繁殖用の乳用牛、種付用の役肉用牛 種付用の乳用牛 その他用のもの	20 10 50
	馬 繁殖用、競走用のもの 種付用のもの その他用のもの	20 10 30
	豚	30
	綿羊、やぎ	5
	果樹その他の植物	5
※牛と馬の残存価額について、取得価額×残存割合の金額が10万円以上となる場合は、10万円とします。		

◎ 生物の成熟の年齢（樹齢）表

種類	細目	成熟の年齢 又は樹齢	種類	細目	成熟の年齢 又は樹齢
牛		満2歳			
馬	農業使役用 小運搬使役用 繁殖用 種付用 競走用 その他の用	満2歳 満4歳 満3歳 満4歳 満2歳 満2歳	びわ樹 くり樹 梅樹 柿樹 あんず樹 すもも樹 いちじく樹 茶樹 オリーブ樹		満8年 満8年 満7年 満10年 満7年 満7年 満5年 満8年 満8年
豚	種付用 繁殖用	満2歳 満1歳	桑樹	根刈り、中刈り、 高刈り 立て通し	満3年 満7年
綿羊		満2歳			
かんきつ樹 りんご樹 ぶどう樹 梨樹 桃樹 桜桃樹		満15年 満10年 満6年 満8年 満5年 満8年	こりやなぎ みつまた こうぞ ラミー ホッブ		満3年 満4年 満3年 満3年 満3年 満3年

◎ 消費税の軽減税率制度の実施について

令和元年10月1日から、消費税率の引上げに合わせて
軽減税率制度が実施されました

1 消費税等の税率

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の税率は以下のとおりです。

標準税率 10%（消費税率 7.8%，地方消費税率 2.2%）

軽減税率 8%（消費税率 6.24%，地方消費税率 1.76%）

※ 地方消費税率は、消費税の 22/78 です。

※ 一部の取引については、経過措置により、旧税率 8%（消費税率 6.3%，地方消費税率 1.7%）が適用される場合があります。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

2 軽減税率（8%）の適用対象

軽減税率の対象となる品目は、次の①及び②の譲渡を対象としています。

① 飲食料品（酒類及び外食を除きます。）

② 週2回以上発行される新聞（定期購読契約により販売するもの）

※ 飲食料品は、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、例えば、飼料用として販売されるものは該当しません。

詳しくは、国税庁ホームページに掲載しているパンフレット「よくわかる消費税軽減税率制度（令和元年7月）」などをご参照ください。

3 区分経理

軽減税率の対象品目の売上げや仕入れ（経費）がある課税事業者の方は、日々の経理において売上げや仕入れ（経費）について、税率（軽減税率（8%）・標準税率（10%））ごとに分けて、記帳するなどの経理（区分経理）を行う必要があります。

区分経理の方法については、23ページに記載しています。また、国税庁ホームページに掲載している手引き「帳簿の記帳のしかた」、「消費税の軽減税率に対応した経理・申告ガイド（令和元年6月）」などをご参照ください。

4 区分記載請求書等保存方式

軽減税率の対象品目の売上げや仕入れ（経費）がある事業者の方は、税率ごとの区分等を記載した請求書等（区分記載請求書等。23ページ参照）の交付が必要です（免税事業者の方も区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。）。

課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要です（区分記載請求書等保存方式）。

5 消費税等の申告

課税事業者の方は、消費税等の申告を行うに当たり、税率ごとに区分した「課税取引金額計算表」等を作成します。「課税取引金額計算表」等は、区分経理された「帳簿」等から作成することとなります。

なお、「収支内訳書」では、売上（収入）金額や経費が税率ごとに区分されていないため、「課税取引金額計算表」（24 ページ参照）等が作成できませんので、注意が必要です。

また、国税庁ホームページで申告書を作成する場合、事前に「課税取引金額計算表」（簡易課税制度の適用がある方は「課税取引金額計算表」の売上（収入）部分）を記載して準備しておくと、入力がスムーズです。

消費税等の経理処理等については 11 ページ以降にも記載しています。

6 その他（委託販売手数料の取扱いについて）

委託販売等を通じて受託者が行う飲食料品の譲渡（販売）は軽減税率の適用対象となる一方、受託者が行う受託販売等に係る役務の提供は、その取扱商品が飲食料品であったとしても、軽減税率の対象となりません。

したがって、その取扱商品が飲食料品等（軽減税率の対象商品）である場合には、受託者が行う販売と委託販売に係る役務の提供の適用税率が異なるため、委託者においてその販売の金額から受託者に支払う委託販売手数料を控除した金額を委託者における資産の譲渡等の金額とすること（純額処理）はできないこととなります。

※ 詳しくは、国税庁ホームページに掲載している「消費税の軽減税率制度に関する Q & A（個別事例編）」をご参考ください。

○ 軽減税率制度に関するお問合せ先について

詳しくは、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。



※ 軽減税率制度に関するご相談は以下で受け付けております。

専用ダイヤル 0120-205-553（無料）【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）

上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押すと、つながります。

税務署の連絡先は国税庁ホームページでご案内しています。

区分経理の方法等について

軽減税率対象品目の売上げや仕入れ（経費）がある場合は、税率ごとに区分して記帳するなどの経理（区分経理）を行う必要があります。具体的には、次の記載例のとおり、その「摘要」欄等に「※」などの記号を記載するとともに、帳簿の欄外等には「※は軽減税率対象品目」と記載するなどの方法があります。

なお、帳簿へは各取引に係る請求書等において税率ごとに区分されている合計額（税込み）を転記します。

【記載例】

The diagram illustrates the recording of VAT-exempt items in a general ledger and their breakdown in detailed invoices.

General Ledger (A)

① 令和〇年 月 日	② 摘要	③ 売上	④ 雑収入等	⑤ 仕入
10 2	掛売上 東京商店 日用品 食料品 ※ ①	22,000 21,600		
5	掛売上 埼玉商店 飲料品 ※	32,400		
7	現金仕入 静岡商店 日用品 食料品 ※			33,000 10,800
9	掛仕入 千葉商店 食料品 ※			16,200

Invoice Examples (B)

納品書兼請求書 (控) No.45

東京商店 御中
令和〇年10月2日

割り箸 牛肉 ※ ①	550 円
合計 (10%対象 (8%対象)	43,600 円 22,000 円 21,600 円

領収書 No.32

○○商店 御中
令和〇年10月7日

紙コップ 牛乳 ※	2,200 5,400
請求金額 (10%対象 (8%対象)	43,800 円 33,000 円 10,800 円

区分記載請求書等

※ 軽減税率対象品目

※ 軽減税率対象品目である旨

※ 軽減税率対象品目

税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載

税率(8%,10%)ごとに区分して合計した税込対価の額を記載する。

(注)「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がない請求書等を受け取った場合、受け取った事業者は、事実に基づいてこれらの事項を自ら追記することができます。

消費税の申告に当たって

消費税の申告書の作成に当たり、税率ごとに区分して記帳した帳簿等から「課税取引金額計算表」を作成します。

※ 「課税取引金額計算表」の様式は、各税務署のほか、国税庁ホームページでも入手することができます。

帳簿等から、次のとおり科目ごとの金額を「課税取引金額計算表」に記載します。

- ・①に帳簿等から決算額、課税取引金額等の年間の合計金額を記載します。
 - ・8%（軽減税率）と10%（標準税率）に各金額を区分し、8%分については②に、10%分については③に、それぞれ科目ごとに金額を記載します。
 - ・作成した課税取引金額計算表を基にして、国税庁ホームページをご利用いただくと消費税の確定申告書が作成できます。（※令和3年1月以降予定）

課 稅 取 引 金 額 計 算 表

(令和 年分)

(事業所得用)

科 目		決 算 額 A	Aのうち課税取引にならないもの(※1) B	課税取引金額 (A-B) C	R1.9.30以前(※2) うち旧税率 6.3%適用分 D	R1.10.1以後(※2) うち軽減税率 6.24%適用分 E	うち標準税率 7.8%適用分 F
売上(収入)金額 (雑収入を含む)	①	円	円	円	円	円	円
期首商品棚卸高	②		1			2	
売上原価	仕 入 金 額	③					
	小 計	④					
	期末商品棚卸高	⑤					
	差 引 原 価	⑥					
差 引 金 額	⑦						
経 費	租 稅 公 課	⑧					
	荷 造 運 費	⑨					
	水 道 光 热 費	⑩					
	旅 費 交 通 費	⑪					
	通 信 費	⑫					
	広 告 宣 伝 費	⑬					
	接 待 交 際 費	⑭					
	損 害 保 険 料	⑮					
	修 繕 費	⑯					
	消 耗 品 費	⑰					
	減 価 償 却 費	⑱					
	福 利 厚 生 費	⑲					
	給 料 賃 金	⑳					
	外 注 工 賃	㉑					
	利 子 割 引 料	㉒					
	地 代 家 賃	㉓					
	貸 倒 金	㉔					
		㉕					
		㉖					
		㉗					
		㉘					
		㉙					
		㉚					
	雜 費	㉛					
	計	㉜					
差 引 金 額	㉝						
	③+㉜	㉞					

※計算表に表示されている税率は、地方消費税率を除いた税率です。

・標準税率10%（消費税率7.8%，地方消費税率2.2%）

◎ 青色申告を行っている農業者を対象とした収入保険について

収入保険は、全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償します。



(1) 対象者

青色申告を行っている農業者（個人・法人）です。

※ 青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。

(2) 対象収入

収入保険の対象収入は、農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体です。

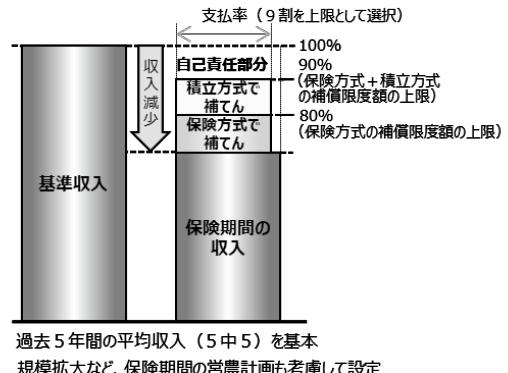
※ 簡易な加工品（精米、もち等）は含まれます。

※ 一部の補助金（畑作物の直接支払交付金等の数量払）は含まれます。

※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

(3) 補てんの仕組み

<収入保険の補てん方式>



(注) 5年以上の青色申告実績がある者の場合

保険期間の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を上限として補てんします。

(4) 納めていただく掛金

例えば、基準収入1,000万円で最大補償の場合、掛捨ての保険料は7.8万円、掛捨てでない積立金は22.5万円、事務費は2.2万円です。

★ また、補償の下限（基準収入の7割、6割又は5割）を選択することにより、現行より最大4割安い保険料で加入できるタイプもあります。

※ 保険料には50%、積立金には75%、事務費には50%の国庫補助があります。

※ 保険料は掛け捨てになります。保険料率は、1.08%（50%の国庫補助後）で自動車保険と同様に、保険金の受取が少ない方は、保険料率が下がっていきます。

※ 積立金は自分のお金であり、補てんに使われない限り、翌年に持ち越されます。

★ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等の類似制度については、どちらかを選択して加入します。

※ 令和3年1月からは、当分の間の特例として、野菜価格安定制度の利用者が初めて収入保険に加入する場合、収入保険と野菜価格安定制度を同時利用（1年間）することができます。

【お問合せ先】

- 最寄りの農業共済組合、全国農業共済組合連合会（TEL：03-6265-4800）
- 農林水産省経営局保険課（TEL：03-6744-2174）

記帳・帳簿等の保存義務

個人で事業や不動産貸付等を行う方は記帳と帳簿書類の保存が必要です!!

▶ 事業所得、不動産所得、山林所得を生ずべき業務を行う全ての方が対象です。



記帳する内容

売上げなどの収入、仕入れや経費について、取引年月日や金額等を帳簿に記載します。

帳簿書類の保存

帳簿のほか、請求書・領収書などの書類を整理して保存する必要があります。

※ 所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方も対象です。

記帳・帳簿等の保存制度の詳細や記帳説明会のご案内については、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご覧いただくなか、最寄りの税務署までお問合せください。

収支内訳書の作成は、 国税庁ホームページが便利です！

「確定申告」で検索し、「国税庁ホームページ」へアクセス

■ 収支内訳書(農業所得用)の入力

入力する方法については、この画面の金額欄に直接入力する項目と、入力したい項目名をクリックし別画面により入力する項目とに分かれています。

震災関連経費(ヨ)については、任意科目とのいずれかの選択を行い入力してください。

科目欄が不足する場合、(ソ)の欄に入力しきれなかったものの合計額を入力し、科目名に「〇〇ほか」と入力してください。

収支内訳書(自 1月 1日 至 12月 31日)

科目		金額(円)	科目		金額(円)	
収入 金額	販売金額	1				
	家事消費 事業消費金額	2				
	雑収入	3				
	小計(1+2+3)	4				
	農産物の 棚卸高	期首	5			
		期末	6			
計(4-5+6)	7					
経費	雇人費	8				
	小作料・賃借料	9				
	減価償却費	10				
	貸倒金	11				
	利子割引料	12				
	租税公課	イ				
	種苗費	ロ				
	畜産費	ハ				
	肥料費	ニ				
	飼料費	ホ				
農具費	ヘ					
農業衛生費	ト					
諸材料費	チ					
自動計算のため、計算ミスがありません						
荷造運賃手数料 ワ						
土地改良費 カ						
○震災関連経費 ヨ						
その他 の 経 費						
タ						
レ						
ソ						
雜費 ツ						
農産物以外の 棚卸高 期首 ネ						
期末 ナ						
経費から差し引く 黒耕牛馬等の育成費用 ラ						
小計(イ~ネまでの計-ナーラ) 13						
経費計(8~12までの計+13) 14						
専従者控除前の所得金額(7-14) 15						
事業専従者の氏名等						
本年中における特殊事情						

< 戻る

入力終了(次へ) >

※ 画面イメージは、実際の画面と異なる場合があります。

- 作成コーナーの操作方法に関するご質問
e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

📞 0570-01-5901 (全国一律市内通話料金)
受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日等及び12月29日～1月3日を除く。)

- 税務相談などに関するお問合せ

最寄りの税務署にお電話いただきますと、自動音声によりご案内しておりますので、
相談内容に応じて該当の番号を選択してください。
最寄りの税務署の電話番号は国税庁ホームページでご確認ください。

国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp>

確定申告

検索



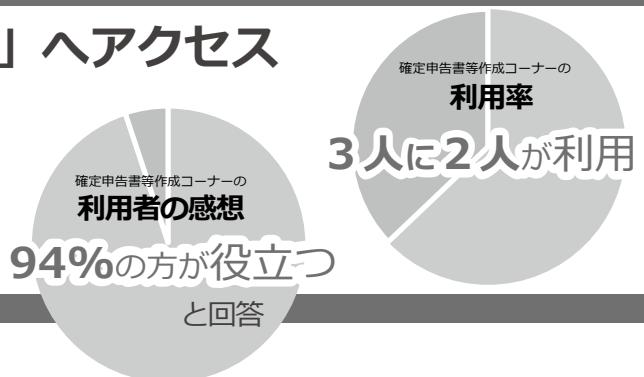
申告書の作成・送信は自宅で 国税庁ホームページから！

STEP 1 「国税庁ホームページ」へアクセス

確定申告



スマートフォンはこちらから→



STEP 2 申告書を作成

国税庁 確定申告書等作成コーナー メニュー

給与所得の入力

令和元年分の源泉徴収票に記載されているとおりに、入力してください。
記載のない控除は、後の各控除の入力画面から入力してください。

源泉徴収票の入力

A. 支払金額（円）

B. 源泉徴収税額（円）
※ 2段で記載されている場合、下の段の金額

給与所得の入力

令和元年分の源泉徴収票に記載されているとおりに、入力してください。
源泉徴収票に記載のない控除は、後の各控除の入力画面から入力してください。

①支払金額
円

②源泉徴収税額
2段で記載されている場合、下の段の金額
円

③「源泉」控除対象配偶者の有無等、「配偶者（特別）控除の額」のいずれかの記載
○段で記載されている場合、上の段の金額
○場合「なし」を選択してください。

あり なし

パソコン画面

パソコン、スマートフォンなどから画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます！



スマホ専用画面

パソコン画面

※ 65万円の青色申告特別控除を受ける場合など一部の方はスマートフォンでは作成できません。

※ 画面は令和元年分のものです。

STEP 3 申告書を送信

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

①マイナンバーカード



取得方法は裏面
を見てね！



②ICカードリーダライタ 又は マイナンバーカード対応のスマートフォン



又は



ICカードリーダライタとして代用できる端末は一部のAndroid端末のみ



対応端末の一覧はこちらから！

※ 印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

IDとパスワードで送信

重要書類

ID・パスワード方式の届出完了通知

ID-PW

(見本)

ID・パスワード方式に対応した

ID・パスワード↓

料金支拂済証号 (半角数字・10桁)	1111	1111	1111	1111
照合番号 (半角英数字)	a12345678			

ID・PW
が目印

・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

・既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

